

Ⅲ 災害活動要領

災害活動時の服装

第1 基本

松阪市消防団の災害活動時における標準的な服装等の基本を示すものである。

第2 災害活動別の標準的な服装等

災害種別 \ 服装等	防火服	帽		靴			手袋	備 考
		防火帽	保安帽	ゴム長靴	編上げ活動靴	短靴		
火災	○	○		○			○	1 災害活動時は、必ず活動服を着用する。 2 (○) は災害状況等により指揮者の指示に従う。
救助・救護	(○)	(○)	○	(○)	○	(○)	○	
水災	(○)	(○)	○	(○)	○	(○)	○	

第3 留意事項

- 1 服装等は、自己の身体を守る基本的な装備であることから常に危険側に立った服装とする。
- 2 指揮者は、第2によらず、次の事項を踏まえ、適切な服装を指示する。
 - ア 災害実態
 - イ 災害の進展予測
 - ウ 消防団の任務
 - エ 災害経過
 - オ 気象状況
 - カ その他必要と認める事項（現場最高指揮者からの指示等）
- 3 道路上での活動の場合は反射材付の装備（安全チョッキ、防火服）の着用に配慮する。
- 4 応急救護活動を行う際は、ゴム手袋、マスク、防塵メガネ等を活用し、自己の感染防止及び傷病者への二次感染防止に配慮する。
- 5 水災時は、必要により、活動用雨カッパ、救命胴衣を着用する。
- 6 夜間の活動時等は、ヘッドライトの活用に配慮する。

指揮要領

第1 基本

指揮者は、現場最高指揮者の命令に基づき、団員を指揮して所要の任務を遂行する。

第2 率先垂範

指揮者は、常に団員の士気に配意し、必要により自ら垂範して士気を鼓舞する。

第3 組織活動

指揮者は、現場最高指揮者の指揮下で組織活動が行われるよう配意するとともに、消防署隊が到着するまでは、団員の安全管理を第一とし、団員を指揮する。

1 任務の主要なものは次の事項とする。

(1) 人命検索（聞き込み）、救助

(2) 情報収集

(3) 現場報告（消防団現場最高指揮者、統括指揮本部又は方面指揮本部へ）

(4) 筒先配備

2 消防署隊が到着したら災害の経過及び実施した処理を簡潔に報告し、指示を受ける。

第4 団員の掌握

指揮者は団員の位置、活動状況等を掌握するよう努める。

1 団員が単独で行動することのないように把握する。

2 筒先配備位置は自ら確認する。

3 危険箇所への出入り（火煙のある建物や延焼の恐れのある建物への内部進入等）は禁止する。

第5 判断

指揮者は、現場最高指揮者の命令事項を確実かつ効果的に実施するための方策を判断する。

第6 命令

指揮者は、団員に任務を命令する場合は、明確に行う。

1 命令は、具体的に行う。

2 命令は、一度に多くを与えない。

3 命令は、団員の技能を考慮する。

4 命令は、復唱させる。

第7 報告

- 1 指揮者は、情報の収集に留意し、重要な情報を把握した場合は、現場最高指揮者に報告する。

特に人命危険及び作業危険に関する情報は、現場最高指揮者に迅速報告する。

- 2 指揮者は、受命事項の遂行状況及び担当面の状況等を随時現場最高指揮者に報告する。

第8 消防署隊との連携

- 1 指揮者は、担当面の状況及び把握した情報等を現場最高指揮者に知らせて、消防署隊との連携を図る。
- 2 現場最高指揮者から要請があった場合や、消防署隊と連携を強化して対応する必要がある場合は、消防団現場本部を消防指揮本部と連携しやすい場所に設置する。

第9 臨機の処置

指揮者は、倒壊、爆発危険がある場合等、不測の事態に遭遇して指示を受ける余裕がないときは、速やかに団員を退避させるなど、常に危険側の視点にたち、自らの判断により迅速に処理し、事後速やかに現場最高指揮者に報告する。

第10 安全管理

- 1 指揮者は、団員の活動環境を確認してその安全を保持する。
- 2 団員の技能等を考慮し、無理のない範囲で活動させるとともに、消防団で対応困難な場合は現場最高指揮者に報告する。

基本的な注水要領

第1 総論

本要領は、基本的な注水要領を示すものである。

第2 基本

1 注水の基本

- (1) 注水は、ノズルの種別、ノズルの操作及び機関運用により、注水形状、放水量及び放水射程距離等を変えることができ、注水目的に応じたノズルの選定操作を行うことが基本である。
- (2) 筒先は、原則として2名以上で確保する。

2 松阪市消防団に整備しているノズルの種別

- (1) 軽量ノズル
- (2) スムースノズル（口径26mm）

3 留意事項

- (1) 火勢を迎え撃つ位置から行う。
- (2) 燃焼実体に注水する。
- (3) 注水中は、筒先を離さない。
- (4) 延焼状況により、注水のシャットオフを適宜行う。
- (5) 注水を行っても延焼状況に変化がない場合は、移動又は注水方法を変更する。
- (6) 高温炉、アルミニウム粉、その他水と急激な反応を起こす科学物質（禁水性物質）には注水してはならない。

第3 注水種別

1 ストレート注水（棒状注水）

(1) 注水特性

- ア 射程が長く、火勢が強く接近できない場合に有効である。
- イ 破壊力が強く、窓ガラス、屋根瓦等の破壊、除去及び落下危険のある物の払い落しに有効である。
- ウ 目標物に対する命中率が高い。
- エ 反動力が大きく、方向転換及び移動注水が容易にできない。
- オ 障害物によっては、注水範囲が狭くなりやすい。

カ 屋外から屋内へ、又は地上から高所へ注水する場合は、反射注水を行うと有効である。ただし、射程及び射間に注意する。

キ 送電中の電線への注水は、感電の危険があるので注水しない。

(2) 注水要領

ア しっかりした足場を確保する。

イ 筒先及びホース保持者は、注水方向とホース線が直線になるよう位置する。

ウ 筒先保持者は、反動と衝撃に備え、腰を落として筒先をしっかり保持し、体重を前にかける。

エ 背負いバンドを活用し片方の肩にかけ、反動力に備えて活動する。

オ 注水は燃焼実体に対して行う。

カ 目標を定めて注水する。

キ 反動力軽減のため、急激なノズル操作は行わない。

ク 注水位置を移動する場合は、放水を一時停止する。

ケ ストレート注水が高圧で保持できない場合は、噴霧注水にて反動力を抑える。

2 スプレー注水

(1) 注水特性

ア 展開角度により、射程及び粒子の大きさが変化する。

イ ストレート注水より、射程が短く、破壊力は弱くなる。

ウ 展開角度が小さい場合、延焼阻止に有効である。

エ 展開角度が大きい場合、ポンベ及び小タンクの冷却等に有効である。

(2) 注水要領

ア 展開角度が小さい場合の筒先保持及び注水方法等は、ストレート注水と同じ要領とする。

イ 展開角度が大きい場合は、風上からの注水を原則とする。

3 フォグ注水（噴霧注水）

(1) 注水特性

ア 粒子が小さくて気流に乗りやすく、蒸発が盛んである。

イ 水損が少ない。

（２）注水要領

ア 開口部が一カ所の場合は、下半分を狙って注水する。

上部から煙や蒸気が噴出するので姿勢を低くし、正面からは放水しない。

イ 開口部が二カ所ある場合は、一方を排煙、排熱口とし、もう一方から注水する。

ウ 原則として風上から注水する。

第４ 注水方法

１ 拡散注水

燃焼物や延焼危険のある場所になるべく広く注水する場合に、筒先を上下左右又は円を描くようにして注水する方法である。

（１）注水特性

ア 広範囲に注水することが可能である。

イ 予備注水は延焼防止に有効である。

ウ 放水口数が少ない場合（消防力劣勢の場合）に有効である。

エ 落下物の払い落としに有効である。

オ 低圧の場合、残火処理に有効である。

（２）注水要領

ア 通常は、ストレート注水又はスプレー注水で行うことを原則とする。

イ 注水方向に人がいないことを確認する。

ウ 筒先保持者は、しっかりした足場を確保し、反動力及び衝撃に備えて体重を前方にかける。

オ 筒先１口の防ぎよ担当面は、おおむね１０mを目安とし、必要により移動しながら注水するなど、担当火面長を広くとり、効果的に注水する。

２ 反射注水

障害物により、直接注水目標に注水できない場合に、梁（はり）等に反射拡散させて目標に注水する方法である。

（１）注水特性

ア 直接燃焼実体に注水できないところ（死角）の消火に有効である。

イ 屋外から屋内の死角への消火に有効である。

ウ 注水効果の確認が困難で、過剰放水になり、水損防止に配慮する必要がある。

（２）注水要領

- ア ストレート注水又はスプレー注水で行う。
- イ 天井面に注水しただけでは、有効に拡散ができないので、梁（はり）等に当て反射拡散させて目標に注水する。
- ウ しっかりした足場を確保する。

第５ 援護注水

- １ 窓、ベランダ等に煙、熱気に巻かれている要救助者がいる場合及び消防署隊の屋内進入時に援護が必要な場合の屋外からの注水要領である。

２ 注水要領

（１）要救助者への援護注水

- ア スプレー注水で有効射程距離を確保できる場合は、要救助者を包み込むように注水する。
- イ 建物の梁（はり）等に反射させての注水や、上下左右に筒先を振ることにより拡散させて注水し水幕をつくり遮熱する。

（２）消防署隊の屋内進入時の援護注水

指揮隊長の命令があった場合は、その指示に従いスプレー注水で消防隊員を包み込むように注水する。

※ 進入した消防隊員（以下「進入隊員」という。）の安全を確保するため、指揮隊長の命令により、進入隊員による注水が行われていない箇所へ注水を行うことも援護注水の役割のひとつである。

※ 進入隊員への援護注水は、常に注水し続けるものではなく、指揮隊長の命令より注水する。

木造・防火造建物火災の活動要領

第1 総論

本活動要領は、松阪市消防団の木造・防火造建物火災の標準的な活動を示すものであり、安全かつ効率的な活動を行うため、本活動要領を踏まえ、災害状況に応じた活動を行う。

第2 活動内容

1 消防署隊到着前の活動

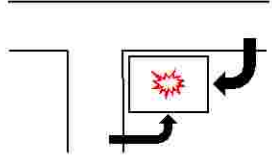
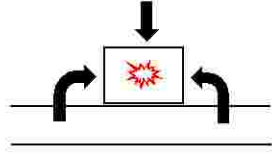
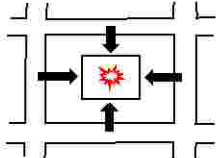
活動種別		活動内容
全般		1 火点建物及び周囲建物の逃げ遅れ者、要救助者の有無を確認する。 2 可搬ポンプによる消火活動を実施する。 3 消防署隊到着時は、現場最高指揮者に状況を報告し、現場最高指揮者の指揮命令に基づき、消防署隊と連携した活動を行う。
消火活動	人命救助	火点建物等の人命検索（間込み）、救助活動、避難誘導等人命に係わる活動を優先して行うものとするが、火災の状況及び装備等を勘案し、二次災害の防止に徹底を期す。
	消火	1 消火器、消火栓の直取りによる初期消火活動及び関係者へ初期消火活動の指示を行う。 2 ベランダ等に要救助者がいる場合は、援護注水を行う。 3 可搬ポンプによる火点建物の火勢制圧及び周囲建物への延焼阻止のための注水を行う。 ※ 火点建物へ内部進入した消火活動は行わない。 4 消防活動上の障害排除を行う。 5 その他消火に必要な活動を行う。
情報収集活動	情報収集	1 火点建物等の居住者の状況把握を行う。 2 火点建物の危険物の有無並びに位置及び数量などの状況把握を行う。 3 関係者、避難者等の状況把握及び確保を行う。 4 付近住民からの各種情報収集を行う。
	広報	1 災害状況の広報を行う。 2 群衆整理のための広報を行う。 3 付近住民に対する注意喚起を行う。 4 飛火警戒の広報を行う。 5 都市ガスの漏えい、油類等の流出時は、危険区域外で、警戒広報を行う。 6 その他災害活動上必要な広報を行う。
警戒	消防警戒区域設定	1 ロープ等による消防警戒区域の設定及び当該区域への出入の禁止若しくは制限を行う。 2 現場保存区域の監視及び警戒を行う。
	飛火警戒	1 状況により、高所からの警戒や巡ら等による飛火火災の早期発見を行う。 2 可搬ポンプの配備又は消火器の集中配備等を行い、付近住民等の協力を得ての飛火警戒を行う。

2 消防署隊と連携して行う行動

活動種別	活動内容
水利部署及び ホース延長	1 吸水措置の補助及び水利部署障害の排除を行う。 2 水量の少ない河川の溜水措置、部署した消防署隊に対する水量の確保を行う。 3 ホース延長は、消防署隊の指示により行う。 4 消防署隊のホース延長を補助する。 5 増加ホース等の搬送及び延長を補助する。 6 延長ホースの曲折部等の修正を行う。
注水活動	1 消防署隊の筒先補助又は担当を行う。 2 注水障害の排除を行う。 3 ホースからの漏水防止措置を行う。
資器材の活用	1 積載はしごの搬送、架てい及び確保を行う。 2 防水シートの搬送及び水損防止活動を行う。 3 破壊器具の搬送及び活用補助を行う。 4 呼吸保護器具及び予備ポンペ等の搬送を行う。 5 照明器具の搬送及び照明活動を行う。 6 ホースブリッジの搬送及びホース破断防止活動を行う。 7 その他必要な資器材の搬送及び活用を行う。
救護及び 搬送	1 消防署隊が救出した者及び避難者を救護所へ搬送する。 2 救急隊と連携して応急救護活動及び搬送活動を行う。 3 現場救護所の開設支援を行う。
補水	1 消防署隊が部署した防火水槽等への補水を行う。 2 補水に使用する水利は、現場最高指揮者の指示を受ける。
撤収等	1 指揮者は出場分団員の怪我等の有無を確認する。 2 消防署隊及び自己団が使用した資器材の撤収を行う。 3 使用資器材の員数及び損傷の有無を確認する。 4 人員及び資器材の異常の有無を消防団指揮本部に報告する。
再出火防止	1 原則として、可搬ポンプを水利部署し、ホース延長を行い消防署隊引揚後の再出火防止活動を行う。 2 異常を認めたとき又は解散時には必ず指令課（消防署）へ報告し指示を受ける。
その他	現場最高指揮者から命令された活動を行う。

第3 木造、防火造建物火災等

1 筒先配備

	筒 先 配 備	
道路角にある建物火災	両側面へ延焼する危険があるので、両側面に筒先を配備する。	
道路に面した建物火災	三面に延焼する危険があるので、背面及び両側面に筒先を配備する。 (背面を優先する。)	
街区の中の建物火災	全ての面に延焼危険があり、全面に筒先配備する必要がある。	

2 筒先は、防ぎよ担当面を努めて広くとる。

筒先は、一箇所に止まらず積極的に移動する。移動に備えてあらかじめ余裕ホースを十分にとる。

第4 木造大規模建物火災

消防署隊と連携し、次の点に留意して活動する。

- 1 防ぎよ時間が長時間となるので、水量豊富な水利を選定する。
- 2 スムースノズルによる注水を行う。
- 3 筒先部署は、延焼建物等から十分に安全な距離をとる。
- 4 建物倒壊等に十分注意する。

第5 強風時火災

消防署隊と連携し、次の点に留意して活動する。

- 1 スムースノズルによる注水を行う。
- 2 風下側延焼建物付近に予備注水を行う。
- 3 防火帽のしころをおろして行動する。
- 4 火の粉、トタン板、ガラス等の飛散物に注意する。
- 5 風下側一帯の飛火警戒や住民への広報を早期に実施する。
- 6 風下側からの注水は行わない。

耐火造建物火災の活動要領

第1 総論

本活動要領は、松阪市消防団の耐火造建物火災の標準的な活動を示すものであり、安全かつ効率的な活動を行うため、本活動要領を踏まえ、災害状況に応じた活動を行う。

第2 活動の特性

- 1 要救助者のいる可能性が高い。
- 2 煙に幻惑され、状況確認が困難である。
- 3 上階への延焼危険が高く、更に水平方向・下階へも延焼する危険がある。
- 4 避難者が多数いる場合がある。
- 5 活動が長時間になりやすい。
- 6 水損が大きくなりやすい。
- 7 ガラスの破損落下による受傷危険がある。

第3 活動内容

1 消防署隊到着前の活動

活動種別		活動内容
全般		1 火点階及び火点建物の逃げ遅れ者、要救助者の有無を確認する。 2 消防署隊到着時は、現場最高指揮者に状況を報告し、現場最高指揮者の指揮命令に基づき、消防署隊と連携した活動を行う。
消火活動	人命救助	1 防災センター等での状況確認、居住者、勤務者（関係者）からの聞き込みを行う。 2 救助活動、避難誘導等人命に係わる活動を優先して行うものとするが、火災の状況及び装備等を勘案し、二次災害の防止に徹底を期す。
	消火	1 自衛消防隊が屋内消火栓設備等により初期消火を実施中の場合は、自衛消防隊と連携して活動する。 この場合、必ず退路を確保し、出火室内が延焼拡大中、又は天井等に炎が達した状態で延焼中の場合は、避難を開始させ、自らも避難する。 2 屋外から火点室が確認でき、燃焼物への注水が可能な場合は、可搬ポンプによる屋外からの注水を試みる。 3 上層階に火煙を受けた要救助者を視認できる場合は、要救助者上部の壁体等に注水し、拡散水で要救助者を包むように防護する。 4 消防活動上の障害排除を行う。 5 その他消火に必要な活動を行う。

情報収集活動及び広報活動	情報収集	1 火点建物等の居住者の状況把握を行う。 2 火点建物の危険物の有無並びに位置及び数量などの状況把握を行う。 3 関係者、避難者等の状況把握及び確保を行う。 4 防災センターや付近住民からの各種情報収集を行う。
	広報	1 災害状況の広報を行う。 2 群衆整理のための広報を行う。 3 付近住民に対する注意喚起を行う。 4 その他災害活動上必要な広報を行う。

2 消防署隊と連携して行う活動

活動種別	活動内容
全般	1 現場最高指揮者の指揮命令に基づき、消防署隊と連携し、統制された活動を実施する。 2 屋外からの注水は、屋内で活動している消防隊の受傷危険の可能性のあることから、現場最高指揮者の命令があった場合のみ実施する。
水利部署及び ホース延長	1 吸水措置の補助及び水利部署障害の排除を行う。 2 消防署隊のホース延長を補助する。 3 延長ホースの曲折部等の修正を行う。 4 ホース延長は、消防署隊の指示により行う。 なお、消防署隊のホース延長及び曲折部修正は原則屋外のみとする。
救護・搬送	1 消防署隊が救出した者及び避難者を救護所へ搬送する。 2 救急隊と連携して応急救護活動及び搬送活動を行う。 3 現場救護所の開設支援を行う。
水損防止活動	現場最高指揮者の命令に基づき、火煙のない火点下階での水損防止活動を実施する。なお、災害状況が急変する場合もあることから、必ず消防署隊と連携し活動する。

資器材の活用	1 積載はしごの搬送、架てい及び確保を行う。 2 照明器具の搬送及び照明活動を行う。 3 ホースブリッジの搬送及びホース破断防止活動を行う。 4 その他必要な資器材の搬送及び活用を行う。
補水	1 消防署隊が部署した防火水そう等への補水を行う。 2 補水に使用する水利は、現場最高指揮者の指示を受ける。
撤収等	1 指揮者は出場団員の怪我等の有無を確認する。 2 消防署隊及び自己団が使用した資器材の撤収を行う。 3 使用資器材の員数及び損傷の有無を確認する。 4 人員及び資器材の異常の有無を消防団指揮本部に報告する。
その他	耐火造建物火災は、延焼状況等が急変する可能性が高いことから、屋内進入しての警戒筒先配備は行わない。

飛火火災警戒実施要領

第1 飛火の定義

「飛火」とは、火元から吹きあげる火災又は熱気流に乗って、火粉が舞い上がり、これが風に流されて落下し、火粉が付着した建物等に着火することをいう。

第2 飛火の特性

- 1 火元建物の屋根が燃え抜けやすい構造である場合、又は延焼規模が大きいほど、熱気流により火粉が多量に飛散しやすい。
- 2 熱気流により上昇した火粉は、風下側にたまご状又は扇形に飛散し、飛火の最大距離は風速とともに増加する。風速10m/s以下の場合で最も飛火の危険がある区域は火元建物から50mから200mの範囲とされているが、例外として700m以上飛火、着火した事例もある。
- 3 着火力のある火粉は、当該建物の出火又は延焼後10～20分の間に多く発生する。
- 4 火粉の飛散落下により着火しやすい箇所は、瓦屋根、軒裏、下見板の外壁、窓等の開口部パラペット裏側、屋根伏谷部分、物干場（干場・ふとん等を含む）及び建物周囲の燃えやすい物件等である。
- 5 高層建築物の風下側及び建物間の路地等は、火粉がまき込まれるように落下し、飛火の危険性が大きい。
- 6 夜間には、火粉の飛散方向・範囲は、容易に視認できることが多いが、昼間にあっては、微細な火粉等は視認不可能であるので十分注意する必要がある。

第3 飛火警戒要領

- 1 現場最高指揮者から命令があった場合は、飛火警戒を実施するものとし、消防署隊が未着の場合は、延焼状況により、可能な範囲で実施するとともに、付近住民に注意喚起を行う。
- 2 消防署隊の飛火警戒隊と連携を密にして活動する。
- 3 現場最高指揮者から指定された区域において、高所からの警戒や巡ら等により、飛火火災の早朝発見に努める。
- 4 高所からの警戒は、高層建築物の屋上等を設定し、無線機等の通信手段を確保する。
- 5 巡らは、2名以上で編成し、主にポンプ車の進入できない道路、路地裏などを巡ら警戒するとともに、トランジスターメガホンを活用して、付近住民に注意喚起する。

- 6 飛火による火災を発見した場合は、現場最高指揮者に速やかに報告するとともに、必要な措置をとる。
- 7 消火活動を行っていない可搬ポンプは、飛火による火災に備え即応できる態勢を整えておくなど、可搬ポンプの配備又は消火器の配備等を行い、付近住民の協力を得ての飛火警戒を行う。
- 8 状況により、自主防災組織を指揮して飛火の警戒を実施する。
- 9 飛火警戒は、原則として火災が鎮火するまで実施するものとし、警戒態勢の縮小・解除は現場最高指揮者の命令による。

10 飛火警戒時の広報

付近住民に飛火による火災の防止について協力の広報を実施する。

- (1) 窓・ドア等の開口部は閉め、屋内に火粉が入り込まないようにすること。
- (2) 消火器・水バケツ等を準備しておくこと。
- (3) 発煙箇所がないか、建物内外を随時見回ること。
- (4) 初期消火準備後、状況により、物干し台等の高所から飛火警戒にあたること。
- (5) 洗濯物・布団等が屋外に干してある場合は、速やかに屋内に取り込むこと。

この場合、火粉が洗濯物・布団等に付着していないかよく確認するとともに、取り込み後も再度確認すること。

- (6) 火災を発見した場合、直ちに初期消火にあたるとともに、付近にいる消防隊、団員又は119番へ通報すること。

残火処理要領及び火災現場の警戒要領

第1 総論

本活動要領は、火災現場における再出火を防止し、かつ火災現場を警戒する上での基本的な活動要領を示すものである。

第2 残火処理

1 消防署隊との連携

現場最高指揮者の命令に基づき、指定された区域の残火処理を行う。

2 残火処理要領

- (1) 指定された区域において、高所から低所へ、周囲から中央部に範囲を縮小しながら実施する。
- (2) 軒裏、屋根等の残り火、煙の有無を確認する。
- (3) 壁と壁の間等の見えない部分は、素手で触り温度を確かめる。
- (4) 注水は原則として、拡散注水、噴霧注水とし、圧力は低くする。
- (5) 小屋裏、天井裏、床下等の外見上、鎮火の確認が困難な部分は、一部を破壊して確認する。原則として現場最高指揮者の命令により行い、必要最小限に留める。
- (6) 過剰な注水を避け、水損防止に配慮する。
- (7) 布団、衣類等は、水びだし状態であっても、水切れとともに深部に残った火種の燃焼力が強まるので、着火したと思われるものは、屋外の安全な場所に搬出する。
- (8) 実施後は、必ず指令課（消防署）に報告する。

第3 火災現場の警戒

1 消防署隊との連携

現場最高指揮者の命令に基づき、火災現場の警戒を行う。

2 警戒要領

- (1) 原則として、可搬ポンプを部署してホースを延長しておき、即時に放水できる準備をしておく。
- (2) 照明器具、とび口等の資器材を活用して警戒するほか、必要により注水を行う。
- (3) 火災現場は、火災調査のため現状保存をしていることから、不用意に入らないように注意する。

救助・救護活動要領

第1 総論

本活動要領は、松阪市消防団の救助事象発生時の標準的な活動を示すものであり、安全かつ効率的な活動を行うため、本活動要領を踏まえ、災害状況に応じた活動を行う。

第2 交通事故現場等における活動

震災時等、消防団が出動中において交通事故等災害に遭遇した場合は、二次災害に留意し活動する。

1 情報収集要領

次の項目について情報収集し、統括指揮本部又は方面指揮本部に報告する。

- (1) 災害発生場所及び事故概要
- (2) 傷者の数及び状態
- (3) 火災発生危険の有無
- (4) 燃料流出の有無
- (5) その他必要な事項

2 活動要領

- (1) 火災が発生していた場合は、可搬ポンプや現場等にある消火器を活用し、消火活動を行うとともに、必要により統括指揮本部又は方面指揮本部等に応援の要請を行う。
- (2) 車内に脱出不能者がいる場合は、次のとおり対応する。
 - ア エンジンのメインスイッチを切る。
 - イ 車両のサイドブレーキをかけるか、車輪止めを行う。
 - ウ 消防団積載器具等を活用し、可能な範囲で救助活動に着手し、統括指揮本部又は方面指揮本部等に応援の要請を行う。
- (3) 脱出不能者に対し、必要により応急救護措置を実施するとともに、励ましを継続して行う。
- (4) 血液暴露に注意し、傷者に対する応急救護措置を行う。
- (5) ガソリン等が流出している場合は、統括指揮本部又は方面指揮本部等に応援の要請を行うとともに警戒筒先の配備や消火器等の準備を行う。
- (6) 消防署隊が到着後は、現場最高指揮者の指揮の下、連携して活動する。

第3 大規模救助事象における活動

1 大規模救助事象とは

1 件の災害事案において、高度な救助技術、資器材が必要な救助箇所又は通常の消防力では対応困難な救助箇所が複数ある大規模な救助事象で、列車脱線転覆事故、高層建物座屈・倒壊事故・車両多重衝突事故等が発生した場合等をいう。

2 活動の原則

現場最高指揮者の指揮統制の下、消防署隊と連携し、二次災害に留意し活動することを原則とし、消防団が先着した場合は、安全管理を前提とし、可能な範囲で活動を実施する。

3 活動要領

(1) 消防署隊到着前の活動

ア 指揮者は、団員を指揮し、災害発生場所、災害概要、要救助者数、傷病者数、傷病状態等を把握し、統括指揮本部等へ報告する。

イ その他、避難誘導や応急救護活動など、可能な範囲で活動に着手する。

(2) 消防署隊と連携して行う活動

ア 消防警戒区域の設定

現場最高指揮者の命令により、消防警戒区域を設定し一般人の区域内の進入規制を行う。

イ 広報

付近住民等に対し、必要な広報を行う。

ウ 資器材の搬送

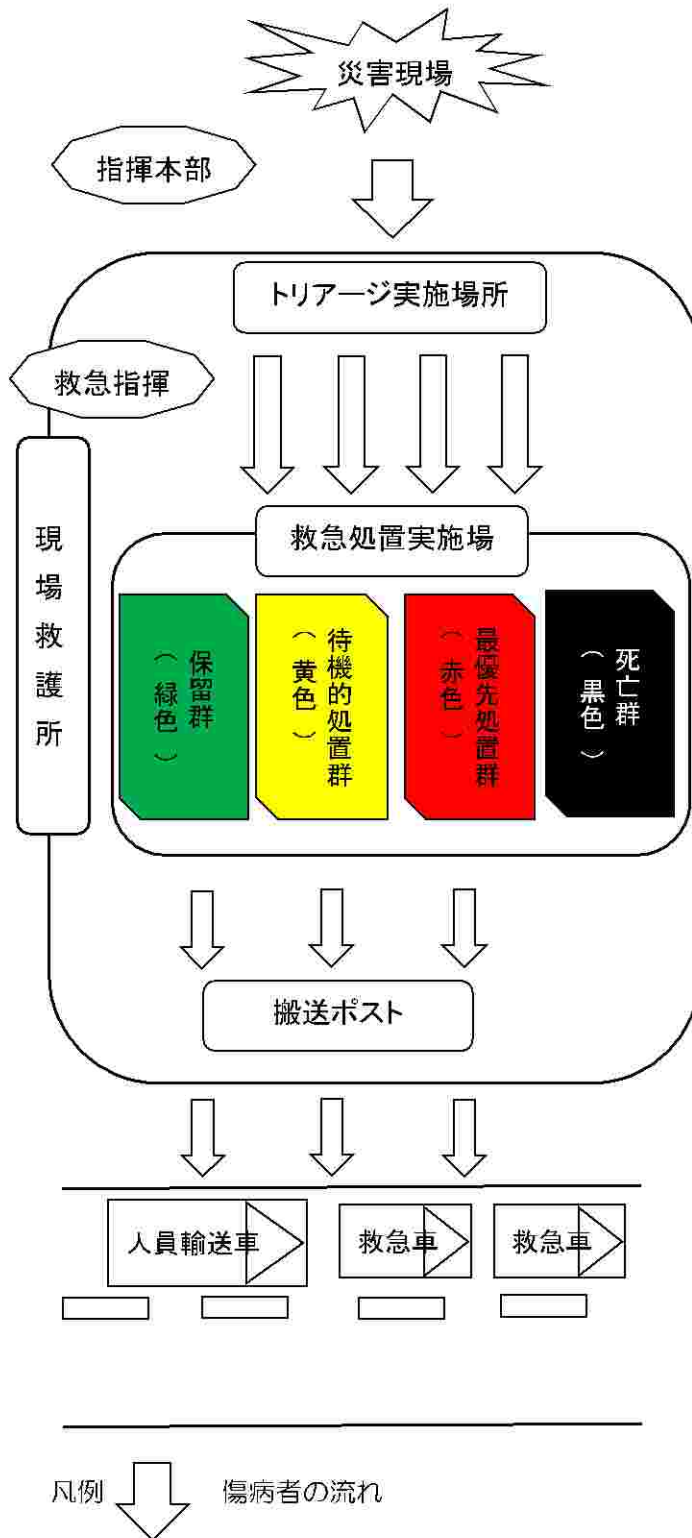
各種資器材を、現場最高指揮者に指示された場所に搬送する。

エ 多数傷病者発生時の支援

多数傷病者が発生した場合、災害及び傷病者の状況に応じて救急指揮所、現場救護所等が設定され、トリアージや傷病者の救護及び搬送等を実施することから現場最高指揮者の指揮統制の下、消防隊と連携し活動する。

※ 多数傷病者発生時の活動に係る資料は別添えのとおり

1 松阪市消防団の活動モデル（参考）



消防団の活動例

機能別分団員（医療）による
トリアージの協力

傷病者の搬送支援

- 担架を使用し搬送する場合は、3名以上で安全確実に行う。
- トリアージ実施場所から救急処置実施場所への搬送は、トリアージ区分により、適宜搬送する。
- 救急処置実施場所への搬送は、1方向であり、入口と出口に分けていることから留意する。

救急隊と連携した応急救護処置

応急救護処置は、救急処置実施場所において、救急隊の指示のもとに活動するとともに、消防団に配置している資器材又は消防署隊の資器材を活用する。

搬送ポストの支援

搬送ポストで回収されたトリアージタグ（指揮本部用（1枚目））を救急指揮所へ搬送する。

傷病者の搬送支援

- その他の事項
- 消防警戒区域の設定
 - 現場救護所への立入りの制限
 - 付近住民等への広報
 - 各種資器材の搬送支援

水災時の活動要領

第1 総論

本活動要領は、松阪市消防団の水災発生時の標準的な活動を示すものであり、安全かつ効率的な活動を行うため、本活動要領を踏まえ、災害状況に応じた活動を行う。

第2 水災時における態勢等

水災（洪水、高潮、津波、暴風雨、豪雨等により被害が発生、又は発生のおそれがある事象）時は、招集の命令により参集し、消防署隊と連携した活動を行います。

①参集

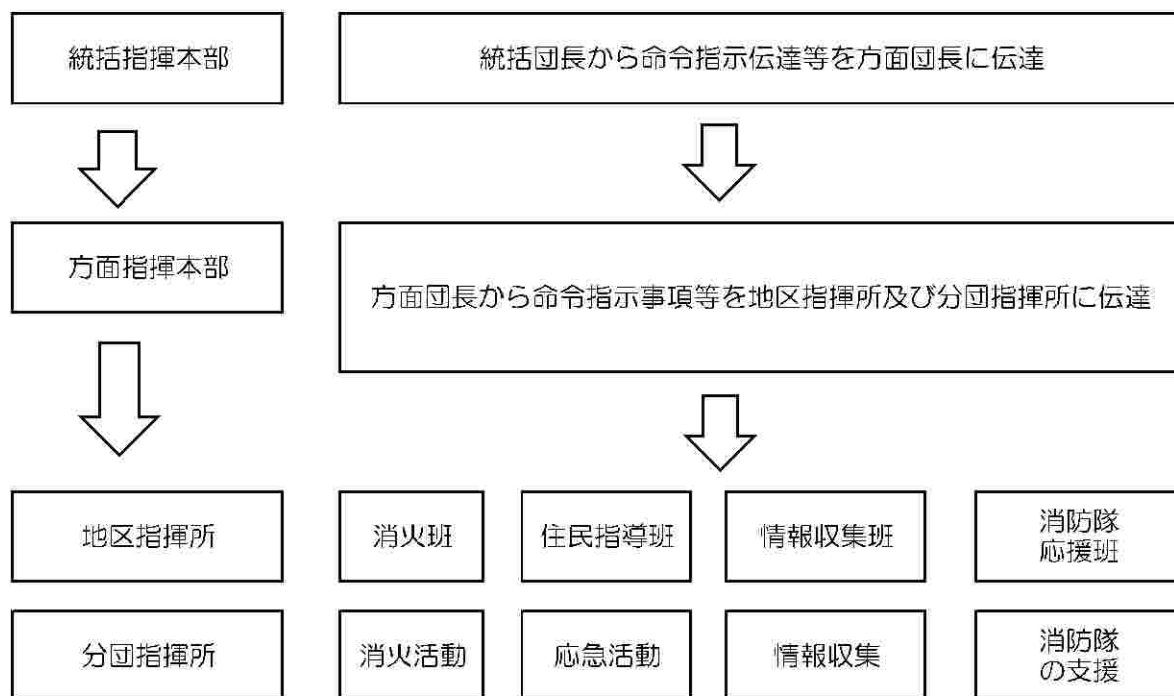
態 勢	発 令 基 準	参 集 ※
水防第1次 配備体制	- 市内に大雨・洪水・暴風警報及び高潮警報が発令されたとき。 - 警報が発令されていない状態で、気象庁発表の雨量情報（降雨）にて、市内の観測地点で実測雨量1時間雨量40mmが確認されたとき。 - 水防警報の「団員出動」が発表されたとき。 - 今後、災害の発生が予想され、災害対策本部長が必要と判断したとき。	統括団長 方面団長 方面副団長 状況に応じ 随時召集 （団幹部等）
水防第2次 配備体制	- 松阪市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 - 松阪市に災害が発生したとき又は災害対策本部が第1次配備体制では処理しきれず、第2次配備体制での活動が必要と判断したとき。	全団員
水防第3次 配備体制	市域に大きな被害が発生し市長が必要と認めたとき。	全団員

※ 全団員参集の詳細は、松阪市消防団の非常体制図の基本要綱を参照してください。（参照1）

②参集要領

参集時の服装 1	参集時の服装 2	参 集 場 所	
		団幹部	団事務局・各振興局
		分団員	各振興局・指定場所
		携 行 品	
		活動用雨カッパ、無線機、救命胴衣、手袋 トランシーバー(その他)団員証、タオル等	

③主な活動



第3 活動内容

1 統括指揮本部

担 当	活 動 内 容
統括団長 団本部員 (消防団事務局)	1 災害対策本部のもとに統括指揮本部を開設し、活動体制を確立する。 2 災害の状況により、統括団長の命令で指揮を行う。 3 統括指揮本部の命令事項等を方面指揮本部へ指示命令する。 4 災害対策本部との連絡調整を行う。 5 応援要請及び応援隊の派遣発令を行う。 6 各方面の参集状況を集計し、把握する。 7 災害対策本部と連携し、水災に対応する必要な任務班の編成を行う。 8 被害状況及び方面団の活動状況の把握を行う。 9 情報の処理、記録の集計等を行う。 10 団員の被災状況等を把握する。 11 必要に応じて団員の給食、給水等を行う。 12 その他必要な庶務を行う。

2 方面指揮本部等

担 当		活 動 内 容
方面団長 各副団長 方面分団本部員 (振興局員)		1 方面指揮本部を開設し、活動体制を確立する。 2 方面指揮本部運営の支援を行う。 3 各方面団員の参集状況の把握を行い統括指揮本部へ報告する。 4 参集した方面団員に対して任務の指定を行う。 5 分団区域内の被害状況の把握を行い統括指揮本部へ報告する。 6 消防署隊との連絡調整を行う。 7 統括指揮本部からの指示及び命令事項を遂行する。 8 分団の指揮、活動状況、情報収集等の把握を行い、統括指揮本部へ報告する。 9 必要に応じて分団員の給食、給水等を行う。
	消火班員	1 管轄区域の火災に出場し、消火活動を行う。 2 排水作業等、可搬ポンプを活用した活動を行う。 3 上記の活動事象が無い場合は、方面指揮本部の指示により、水防工法活動等、必要な活動を行う。
情報収集班員・住民指導班員・消防隊応援班員	情報収集班	河川の状況、被害の発生状況等を把握し、方面指揮本部等へ報告する。
	監視警戒班	河川の水位、潮位、水防施設、水災発生危険箇所等の監視警戒を行い方面指揮本部等へ報告する。
	避難誘導班	1 避難勧告及び避難指示に基づき、当該地域住民の避難誘導及び必要な広報を行う。 2 被害発生危険が極めて高い地域の住民に対して、避難の呼びかけを行う。
	水防工法班	1 方面指揮本部の指示又は命令により出場し、水防工法活動を行う。 2 必要により水防資器材の搬送を行う。
	支援班	1 必要に応じて分団員等の給食、給水等を行う。 2 現場救護所の支援を行う。 3 方面指揮本部の運営支援を行う。

震災時の活動要領

第1 総論

本活動要領は、松阪市消防団の震災時の標準的な活動を示すものであり、安全かつ効率的な活動を行うため、本活動要領を踏まえ、災害状況に応じた活動を行う。

第2 震災時における態勢等

地震発生時は、まず自己の身体防護を図り、その後、自宅等の出火防止措置や家族への必要な指示を行い、落ち着いて参集します。

参集後は、統括指揮本部からの命令に基づいて、消防署隊と連携または消防団単独で消火活動や救出・救護活動等を行います。

①参集

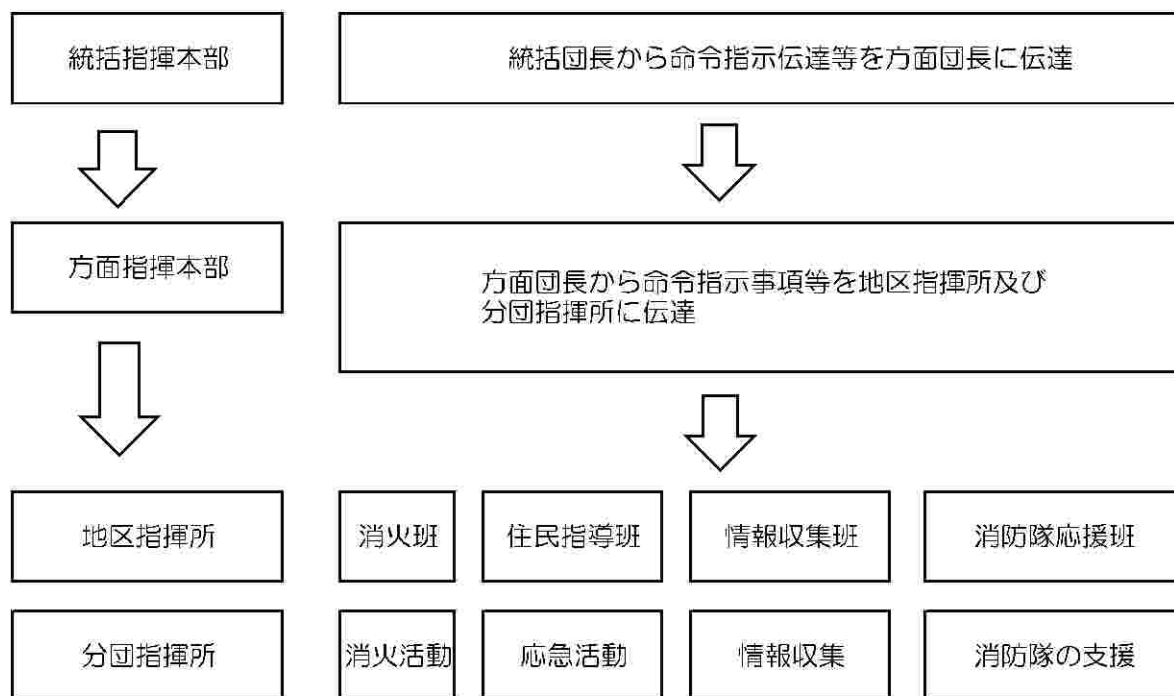
態 勢	発 令 基 準	※ 参 集
震災警戒態勢	地震の発生危険に関する情報により消防長が地震発生の可能性が強まったと判断し、震災消防活動の準備及び警戒の必要があると認めたとき。	統括団長 及び 方面団長 (待機)
震災警戒 第1次態勢	- 震度5弱の地震が発生した場合 - 災害対策本部が第1次配備体制では処理しきれず、第2次配備体制での活動が必要と判断したとき。 - 気象庁において東海地震注意情報が発表されたとき。	班長以上
震災非常 配備態勢	- 市域に震度5以上の地震が発生したとき。 - 市域に大きな被害が発生し市長が必要と認めたとき。 - 東海地震に関し内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたとき。	全団員

※全団員参集の詳細は、大地震等にかかる松阪市消防団の非常体制図及び非常体制の基本要綱を参照してください。(参照1)

②参集要領

参集時の服装	携 行 品 等	参 集 場 所	
	活動服、安全靴、白ヘル、ゴム長靴 ケブラ手袋、無線機、団員証、タオル 水筒、食料(3日分)、ラジオ、メモ帳等	団幹部	団事務局・各振興局
		分団員	各振興局・指定場所

③主な活動



※ 統括指揮本部は、災害の規模によっては災害対策本部内に設置させる。

第3 任務班別事項

ア 統括指揮本部

担 当	活 動 内 容
統括団長 団本部員 (消防団事務局)	1 災害対策本部のもとに統括指揮本部を開設し、活動体制を確立する。 2 災害の状況により、統括団長の命令により指揮を行う。 3 災害対策本部の命令事項等を方面指揮本部へ指示命令する。 4 災害対策本部との連絡調整を行う。 5 優先的に編成する任務班を方面指揮本部に指示命令する。 6 情報の処理、記録の集計等を行う。 7 団員及び家族の被災状況等を集約する。 8 必要により資器材の調達を行う。 9 必要に応じて団員の給食、給水等を行う。 10 特殊技能班の活動要領の基づいた活動を行う。 11 その他必要な庶務を行う。

イ 方面指揮本部

担 当	活 動 内 容
方面団長 各副団長 分団本部員 (振興局員)	1 方面指揮本部を開設し、活動体制を確立する。 2 分団員の参集状況の把握を行い、統括指揮本部に報告する。 3 統括指揮本部等からの命令指示事項等を任務班に伝達する。 4 統括指揮本部の指示等による任務班の再編成を行う。 5 管轄区域内の被害状況の把握を行い、統括指揮本部へ報告する。 6 各任務班の指揮及び活動状況を、統括指揮本部へ報告する。 7 統括指揮本部からの指示又は命令事項を遂行する。 8 必要に応じて分団員の給食、給水等を行う。

ウ 消火班

担 当	活 動 内 容
発災前及び 発災初期に おける消火活動	1 消火活動に必要な資器材及び救助資器材の点検・準備並びにホース、予備燃料等の増載等、早期に活動体制を確立する。 2 管轄区域内の火災に出場し、消火活動を行う。 3 早期発見と一挙鎮圧を図るための活動を行う。
消火活動 の原則	1 延焼火災多発時及び延焼拡大火災における消火活動 (1) 方面指揮本部の指示又は命令により活動することを原則とする。 (2) 消火班の集結又は消防署隊との連携により活動する。 (3) 消防署隊との連携による活動は、現場統括指揮本部の命令による。 (4) 消防署隊が使用する水利の水量が不足し、現場統括指揮本部から要請があった場合は、中継又は充水活動に従事する。 (5) 延焼防止後又は延焼阻止前であっても、消防署隊が転戦した場合は、消火班は主体となって消火活動に従事する。 (6) 延焼阻止線の設定は、消防署隊と連携した活動とする。 (7) 避難道路の確保及び避難場所周辺の消火活動を優先する。 (8) 市街地への延焼阻止を主眼として活動する。 (9) 重要度・危険度の高い地域に発生した火災を優先して活動する。 2 重要対象物周辺からと一般市街地からの同時出火時の消火活動 (1) 重要対象物周辺の火災を優先して活動する。
消火活動開始 の時期等	1 震災初期において管轄区域内の火災を覚知した場合は、方面指揮本部に報告するとともに速やかに出場し、消火活動を行う。 2 出場した火災の規模が単隊では延焼阻止困難と判断される火災については、現場最高指揮者に状況を報告し、方面指揮本部の指示又は命令に基づき活動する。
水利部署要領	1 使用水利は、原則として消火栓以外の水利とする。 2 補水及び送水時における水源は、消防署隊ポンプ車が部署不能の貯水槽（池）、プール、受水槽等とする。

筒先部署要領	1 注水死角に留意するとともに、消防力優勢の火災には、一挙鎮圧を図る。 2 努めて移動注水を行い、担当火面長を広くとり効果的な消火活動を行う。
注水要領	1 可搬ポンプは、分岐金具を放口に結合しての2口放水を原則とする。 2 使用水利の水量が不足するおそれがある場合には、火点外周への延焼防止を主眼とする。 3 努めて積載のストレート替えノズルを活用する。
飛火警戒要領	1 飛火警戒は、現場最高指揮者の命令により実施する。 2 飛火警戒活動は、延焼拡大状況、風位、風速、付近建物の状況等を勘案して重点活動地域を決定し、当該地域住民に対して飛火に対する警戒心と対応処置を喚起する。
消防署所の警戒 警備要領	1 震災初期における転戦は、延焼阻止後自主防災組織等のみで消火可能と判断され、かつ、管轄区域内の他の延焼火災を覚知した場合とする。 2 転戦する場合は、現場最高指揮者を經由して速やかに方面指揮本部に報告し、戦先での活動に必要最小限の資器材を撤収して転戦する。 3 避難道路確保のための転戦は、方面指揮本部の命令による。

エ 消防隊応援班

担 当	活 動 内 容
指定署所到着時の措置	1 任務指定の確認及び支援内容の再確認を行う。 2 全ての活動は、現場最高指揮者の命令により行う。
出場の原則	出場範囲は、出動区域内の災害とし、出動区域外への応援出場はしない。 ただし、管轄区域内に出場し、さらに転戦等により区域外に出場する場合は同乗して出場する。
主な現場活動	1 消防車両の誘導及び活動障害物の排除を行う。 2 吸水補助、ホース延長及び筒先の補助又は担当を行う。 3 資器材の搬送及び使用資器材の収納を行う。 4 災害現場付近の群衆の整理を行う。 5 その他消防署隊の指揮者の下命事項を遂行する。
消防職員の確保が完了して任務が解除された場合	方面指揮本部に戻り、現場最高指揮者の指示を受け、他の活動に従事。

オ 住民指導班

担 当	活 動 内 容
主な活動要領	1 警戒宣言発令時における管轄区域内の住民等の動向把握を行う。 2 住民に出火防止及び初期消火の呼びかけを行う。 3 救助、応急救護、傷病者の搬送等の活動を行う。 4 住民の避難誘導を行う。 5 方面指揮本部到着後は、指示された活動を行う。
状況別活動の優先順位	発災初期 管轄区域内を巡回し、出火防止の呼びかけ及び初期消火の指示を最優先に行う。
	火災に遭遇した場合 住民と協力し、初期消火活動を行い一挙鎮圧を図る。
	火災が消火不能の場合 あらゆる方法を講じて方面指揮本部等に通報し、応援を求める。

状況別活動の優先順位	署隊本部及び消防署隊の指揮者から下命があった場合	当該下命事項を優先する。
	担当区域内に火災発生がない場合	救助活動、応急救護活動及び搬送活動に従事する。
	同時に複数の救助、救急事象が発生した場合	少数の人員で多数の人命が救助できる事象及び不特定多数の人命危険が予想される事象（高層建物等）を優先する。
	応急救護活動の優先	救命処置を必要とする重症者を優先する。
	他の事象等への支援	管轄区域内に、火災、救助及び救急事象の発生がない場合、他の活動及び他区域への支援は方面指揮本部の命令により行う。

カ 情報収集班

担 当	活 動 内 容
主な活動要領	- 警戒宣言発令時における担当区域内の住民等の動向把握を行う。 - 火災及び救助事象の発見に努める。 - 方面指揮本部参集後は、統括指揮本部等と各任務班間の伝令及び指示された活動を行う。
発災初期	管轄区域内を巡回し、住民課の協力をもとに要援護者台帳等を活用して被害情報等の収集を行い、被災者等への的確な情報伝達を行う。
災害に遭遇した場合	付近住民に対して、必要な指示を行うとともに必要最小限の措置をとり分団本部等に通報する。